

公益法人の変更認定申請

今回は、公益法人の変更認定申請について概説する。

(ポイント)

- 変更認定申請とは
- 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
- 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
- 公益目的事業の種類の変更、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更

1. 変更認定申請とは

公益認定を受けて公益法人となった後、これらの申請した事項を変更する場合には、行政庁に対し、変更の手続きを要するとされています。変更の内容に応じて、変更認定(変更前に、あらかじめ行政庁へ届け出る手続き)と変更届出(変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る手続き)の2種類の手続きが定められています。

以下では、変更認定申請について概説します。

2. 公益目的事業を行う都道府県の区域の変更

公益目的事業を行う都道府県の区域を、定款で変更しようとする場合は、変更の認定を受ける必要があります。例えば、定款を変更して、2以上の都道府県の区域で公益目的事業を行う場合などがあります。

3. 主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更

主たる事務所又は従たる事務所の所在場所を変更しようとする場合は、変更の認定を受ける必要があります。なお、従たる事務所を新設又は廃止しようとする場合も同様です。

4. 公益目的事業の種類の変更、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更

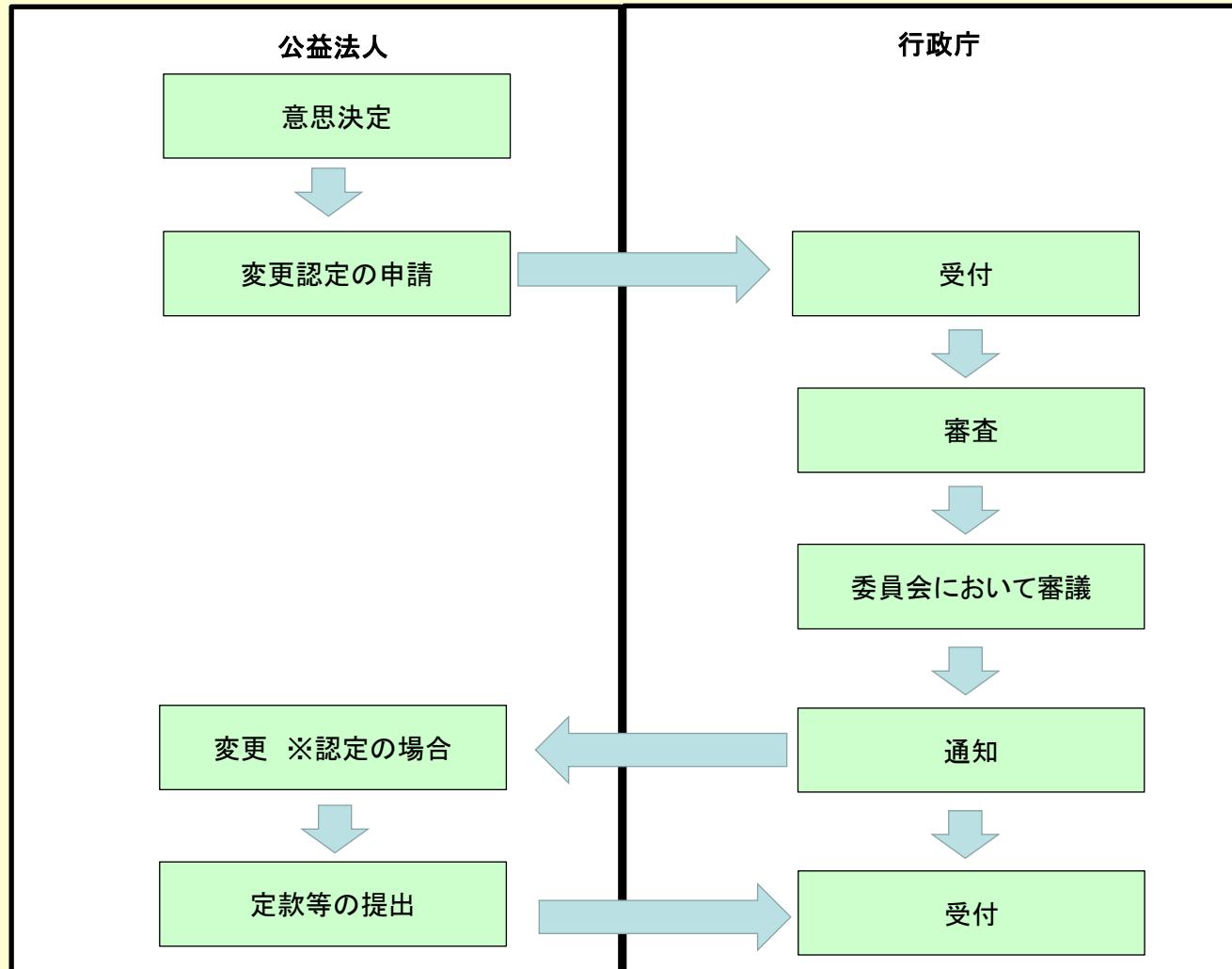
公益認定を受けた公益目的事業の種類を変更しようとする場合、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更しようとする場合には、変更の認定を受ける必要があります。ただし、事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合には、変更認定ではなく、変更届出の手続きとなります。

(裏面に続く)



公益法人の変更認定申請

変更認定手続の流れ



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益法人の変更認定>

変更認定の手続きが必要になる場合において、公益目的事業の種類の変更、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更する場合には、特に留意する必要がある。法人内部のにおいて変更後の收支予算や事業計画の策定、理事会、総会/評議員会への説明や承認など、様々な手続きが必要である。また、変更認定の申請から行政庁の審査・審議が終わるまで数か月かかるケースもあり、全体で半年くらいの期間を想定しておく必要がある。そのため、変更認定の申請に当たっては、行政庁への事前相談をすることで変更認定書類の不備や漏れを未然に防いでいくことが重要である。公益目的事業の種類の変更、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更する場合には早めの準備を行っていただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。